第2回中間市人権教育啓発審議会 議事録

- 【日 時】平成30年8月7日午前10時~同12時
- 【場 所】人権センター
- 1. 開会のことば
- 2. 開会あいさつ
- 3. 新任委員紹介
- 【事務局】それでは、新任委員の紹介となります。中間市社会福祉協議会からご推薦を 頂いているA委員に自己紹介をよろしくお願いいたします。
- 【A委員】7月から中間市社会福祉協議会会長に任じられました A と申します。私は役所 に 40 年間勤めまして、その後最初に再任用で採用されたのが人権センターで す。当時、男女共同参画プランあるいは人権基本計画等々の策定に携わりまして、また人権センターの新しい建物の建設等々にかかわりました。大変懐 かしく感じています。

また啓発審議会につきましても、当時私がかかわっておりまして、ここに おられる先生をはじめいろいろな先生方にお願いに回ったことなどの思い出 があります。本当に今回、このようなかたちで審議会のほうにかかわらせて いただいたことを、心から喜んでいます。よろしくお願いいたします。

【事務局】この審議会のサポートとして、前回同様、業者さんにお願いしています。

4. 会長あいさつ

【仰木会長】みなさんお忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。猛暑ですので、 皆さん熱中症には十分ご注意され、ご活躍のほどよろしくお願いします。今 日の審議の内容については事務局の方から説明があると思いますけれども、 よろしくお願いいたします。

5. 議事

【事 務 局】それでは議事に入らせていただきます。議事進行は、本会設置条例第6の規定により、「会長が議長になる」と、なっているので、これより先は議長にお願いします。また、本日の委員の参加数は12名で過半数を超えておりますので、本審議会は成立することを報告しておきます。では、議長よろしくお願いします。

- 【議 長】それでは議事に入らせていただきます。まず、中間市人権問題調査票について事務局から説明をお願いします。
- 【事務局】それでは事前にお送りしていた資料7月11日改訂版調査票と、前回審議会でお渡ししていた調査票の修正点について、業者さんから説明してもらいます。 (業者説明)
- 【事務局】後ほど事務連絡にて今後の審議日程について話すが、事務局としては前回の審議会で9月にもう一度審議会を開いて、この意識調査の最終案を提示して承認をいただくというふうにしていたが、本日の意見を集約できれば最終的に会長、副会長に確認をいただいて、調査票の完成として、9月の審議会は見送りたいと思っています。調査が終わって、11月下旬に速報版が出るので、その時点で審議会をさせていただきたいと思います。

ただ今回の意識調査の意見をいただくに当たり、資料2にあるように、前回調査票の内容が比較できるようにしたいというところと、回収率を上げなくてはいけないので、あまりボリュームのある調査内容にはできないというところで、ページ数をこれ以上増やすことができません。製本するので1ページ増やすことによって4ページ増やさなければならないので、その辺のことも考慮しなければいけません。

そう言っても、市民の現在の実態調査なので大変重要なところで、いろんな意見等を聞きたいということはあるかと思いますが、その辺のことも考慮のうえ審議していただければということを事務局からお願いします。

【仰木会長】それでは、議題に入りたいと思います。全体的というより、調査票の内容を 分けて進めていったほうが分かりやすいと思うので、最初は問1から問4ま でというところで審議をお願いします。

(1) 表紙及び問1~問4「人権問題」

【B委員】問1から問4までについて、気が付いたところを問題提起したい。まず表紙の「調査ご協力のお願い」に書かれている文書だが、内容は問題ないが、書き方の順序について最初に、「中間市では、平成27年に『中間市人権教育・啓発~行動計画』を策定し~」とあるが、2行目からの「市民だれもが一人の人間として尊重され~施策を推進してきました」を最初に持って来て、「中間市では、市民だれもが一人の人間として尊重され~」として、その後に「平成27年に『中間市人権教育・啓発~行動計画』を策定し~」とし、順序を入れ替えたほうがいい。最初に中間市がどういう人権施策をしようとしているかというのを打ち出し、それにしたがってこういう調査をしたので、回答よろしくお願いします、というふうに並び替えたほうがいいのではないかと思い

ます。

もう一つ気になったのは、「他の目的に使用されることは一切ありません」の「一切」の表現だが、「絶対にありません」の方が語気が強く、それだけのための調査ですよとなるのではないかと思います。

もう一つは、市長の名前が福田浩さんと書かれている。市民は福田健次さんと理解しているところもある。これは浩さんがいいのか、健次さんがいいのか、どうしたらいいか。

「記入にあたってのお願い」の1に「ご本人がご記入ください。ただし、 ご本人が記入することができない場合は代筆でも結構です」と書いてあるが、 「ご本人が記入できないことがある場合は代筆でも結構です」とした方がい いのではないかと思います。

6の提出締め切りの「10月31日(水)」がもっとインパクトのあるデザインにかえるとか字の太さをかえるとか、そういうふうにしたほうが市民の記憶に残るのではないかと思います。

次は1ページの問1に「あなたは、人権問題にどの程度関心がありますか」というような書き方がされている。非常に失礼な聞き方だ。「どの程度」というのは失礼な言い方なので、「あなたは、人権問題に関心がありますか」でないと失礼に当たる。「どの程度」は消すべきだと思いました。

問2の13に「性的指向」とあるが、テレビではほとんどLGBTを使っている。LGBTを入れたほうがいいと思います。

問3の1に「あらぬ噂」とあるが、「あらぬ」という言葉は、普通あまり使わない。だから「でたらめな噂」とか「とんでもない噂」とか、皆さんが使う言葉のほうがいいのではないでしょうか。

問4の質問で、「まず一番先に」とあるが「まず」はいらないと思います。 それから「次の中から該当するものに1つ○をつけてください」という表現だが、私が考えたのは「○を1つつけてください」で、この方が分かりやすいと思う。これは全部につながる。それに1つしかつけられないのはどうだろうか。人権問題についてはいろんな人を聞いてみたいという不安があるので、複数回答にしたほうがいいのではないか。人権擁護委員をしていたとき相談を受けたときの体験でそう思います。

【C委員】 B委員の意見に私もそう思いました。問1の「どの程度」を見たとき、エッと 思った。事前説明で、福岡県で使っているものを使っているとあったが、と いうことは福岡県ではこういうふうにやっていると思ったので驚きました。

【原田副会長】福岡県は奈良女子大の中川先生という著名な人が見ておられる。

【B委員】 県はそれでもいいと思う。中間市では、行政が上から目線で「どのくらい知っているのか」と受け止め方をされるのが問題です。

- 【事 務 局】参考までに、先ほどLGBTの話があったが、男女共同参画のほうで市民意 識調査をした中で、LGBTという言葉を知っていたのは 46%だった。50% いっていなかった。LGBTの認識はそんなに高くはないという結果が出て います。
- 【B委員】 2人に1人は知っているわけでもあります。
- 【C委員】 LGBTの一つひとつの解説を入れてもいいのではないでしょうか。
- 【原田副会長】 北九州市で委員をやっていたとき、同じ質問が出た。北九州市は文科省をベースにしている。確かにマスメディアにLGBTは取り上げられるし、 LGBTがいいと思います。それでも知らない人もいるかもしれないので、 質問の下に、Lはレズビアン、Gは何々、と解説を付けた方がいいと思います。
- 【B委員】 最終的には会長と副会長にお任せします。
- 【D委員】 私は事務局のころに現場の相談所に行っていました。相談に来た人にいろいろ話を聞くと、「そうですね。そうなんですね」と言って帰られたら、「失敗したな」と思った。身近な人に相談して、それから私のところに来られて、私が同じことを言ったと思う。いろんなところに相談に来られるのだが、「そうなんだな」と自分で解決策を持たれたか、少し分かるようなこともいいのではないか。こっちの相談員、あっちの相談員、「よかったんだな」と思うのか、それで解決できたのか、どうなのか分かりませんが。相談されたときに、自分で解決策が分かるように納得されて帰られるか、悶々として帰られるか。
- 【B委員】 今言われたことは大事なことだが、今やっている調査は1次調査なので、それは2次調査になると思います。追跡調査をしていかなければならない。調査したことが本当にきちんとできているか、検証もしていかなければならない。大事な意見だけれども、それはどこかで考えていくべきだと思います。この調査では無理だと思います。
- 【事 務 局】事務局案というかたちで、問3の3に「地域・家庭・職場における暴力・脅 迫・仲間はずれ・無理強い・嫌がらせ」とあります。ここに学校を加えたら どうだろうか。それに併せて、問4の相談先として、学校の先生とするとカ ウンセラーもおられるので、「学校の教職員に相談した」を加えたらどうで しょうか。
- 【B委員】 その問題であれば、例えばラインが子ども同士で問題になっている。ラインの問題がどこかに出てこないとその問題とは関係がつかないと思います。教職員同士の問題は職場で出てくるしょうからね。子どもと教師の問題はこの中に出てきていないので、よく分かる。それはそれでいいと思うので事務局と会長で相談すればいいと思います。

- 【仰木会長】最終的にどうするかは事務局と相談させていただくということでいいですか。 次に「同和問題について」それから「高齢者について関する問題」です。
- (2) 問5~問14「同和問題~高齢者に関する問題」
- 【仰木会長】それでは次の問5から問14までの「同和問題~高齢者に関する問題」に移ります。
- 【B委員】 「同和問題について」の問6の10が気になります。「周りの雰囲気で、何となく知った」とあるが、「周りの雰囲気」はあえているのか。「何となく知った」でいいのではないか。

それから問8は論議しないといけない問題と思います。中間市の場合は、 地名とかそういうところで差別がまだ残っています。勘違いしている方が多 いのではないか。調べるときに地名総鑑的な危険性をはらむので、どうかな というのがあります。地名でそこにいる人はそうなんだと教え込まれたもの をそのまま信用して、間違ったものを受け継いでいる現実があると思います。 そういう問題は深刻な問題で、解決を早急に迫られる問題。地名とか地域と か、そういうものを書かなくていいのか、というのが私の疑問点です。

問9の3、4、5、6、7、8、9は行政関係の部分だが、16の中から○を付けるのは大変だと思います。だから3、4、5、6、7、8、9を2つか3つに分けて項目をもっと減らしたほうが、選ぶ方が迷わなくていいと感じました。

問 10 で、一番大事な問題が抜けている。「あなたは同和問題を解決するためには、どのような方法が望ましいと思いますか」とあり、国がどうする、学校がどうする、法律がどうするなどと書いてあるが、「あなたはどうするのか」がない。自分は差別に向き合うのか、向き合わないのか、自分は解決のために頑張るのか、頑張らないのか、自分に対する問いがない。一番大事なのは、自分がどうするのかだろう。それは、私はいると思います。

問 11 で気になったのは、親が子どもの考えや意見を口封じしてしまうという現実があると思います。子どもだから言わなくていい、大人になってから言いなさい、とかそういう部分があるような気がします。そのために子どもが親のいいなりにならざるを得ないという状況があるので、それがこの中にない。それを入れないと、子どもの権利条約から見れば遠ざかっているという気がします。10 に、「家庭の経済状況を理由に」と書いてあるが、あえて「理由」を入れなくてもいいのではないか。もう一つが1の「学校や就職先の選択など子どもの意見について」とあるが、これは「子どもの意見や考え方について」の方がいい。「考え方」がいるのではないでしょうか。

問12は内容が難しい。人権問題を勉強している人にとっては、この言葉は

それぞれ意味が分かるが、日常的に人権問題にかかわっていない人には言葉 が難しいと思います。

次に高齢者に関する問題について。高齢者の人権上問題になっているのは、介護している人たちが知らず知らずのうちに虐待していることでしょう。自分では介護している人のためにいいことだと思ってやっていることが虐待につながっている。それを知らない状況が一番問題だということがあります。そうなると高齢者の変化、例えば体の変化とか、生き方の変化とか、そういうことを理解しないといけない。それが書いてありません。

問 13 は、中間市の場合は高齢者が見守りされているが、高齢者が高齢者を見守りするということが多い。もっと若い人が近所の人が高齢者の存在に気付くということを、ここで出していったほうがいいと思います。地域の中で高齢者をみんなで大事にしていこうというふうな設問がいるのではないでしょうか。

問14で抜けているのが、「地域の中で高齢者が活躍できる場がない」だと思います。人権を守るために大事なことで、高齢者に地域で活躍してもらわないといけない。その場をつくるのが大事なのに、それがないような気がする。それを入れていただきたいと思います。

- 【E委員】 高齢者は活躍する場がないと同時に、逆に中間市の場合は高齢者がいないと自治会は動かない。主な仕事は、うちの町内でも公園清掃作業一つをとっても、働いているのはみんな高齢者。高齢者がいないと学校行事もできない。中間小学校の草刈りなどに出て来るのはみんな祖父さんばかりだ。実際に36%の高齢化率、3分の1が年寄りなので、高齢者の生きがいを自覚させるところの問題があるのではないか。われわれが戦後73年働いてきて、そして今の平和がある、そこのところの自負を今の年寄りに感じさせるようなアンケートと同時に、高齢者は早く死んだほうがいいですよという感じで、税金は上がる、介護保険は上がる、希望はない、そこのところで高齢者にも希望があるようなアンケートにしていただきたいと思います。「あなたは地域の中で生きがいを感じていますか」、「仕事をしていますか」というようなことを入れていただきたいと思います。
- 【B委員】 高齢者が長生きしてよかった、というふうに感じる地域をつくらなければなら いと思うから、それをアンケートの中に入れておかなければいけません。
- 【F委員】 中間市が高齢者中心に回っていることは私も自覚しているし、ありがたいこと だと思います。この人権のアンケートの趣旨からすると、思いは分かるが、 入れるのはけっこう難しいのではないでしょうか。
- 【B委員】 この前、人権フェスタで子どもたちが、こういう社会をつくろうと言ったよう に、例えば、高齢者が大事にされる社会をつくろうと、「そういう社会にな

っていますか」と問い掛けならできると思います。

- 【G委員】 後期高齢者は元気だが、前期高齢者は駄目なんです。
- 【原田副会長】 今の部分は問 14 の 1 の中に入っているのではないかと思います。表現を変えたらどうでしょうか。
- 【B委員】 言われたらそうだけれども、もう少し高齢者が地域の中で長生きしてよかった といえる社会になっていますか、と分かるように打ち出さないと駄目なので はないかと思います。

次の「障がい者に関する問題について」も一緒で、障がい者が生きがいを 感じる地域になっていますか、と問わないといけない。全部周りの人たちの ために問うてある。本人自身には問うてない。数が少ない場合もあると思う が、その人たちが地域社会をどう見ているかを聞かないと、施策の中には反 映してこないのではないかと思います。

- 【D委員】 これはほとんど答えるのは、半分以上は高齢者ではないかと思います。だけ ど子どもの人権を守るということでは、さっきもあったように、高齢者は、 自分は差別していないと思いながら差別的行為をしてしまう。子どもの人権 に関する問題でも、親は自分の子どもの人権を守るために頑張っている、そ れが本当に子どもの人権のためなのかな、ということもあるような気がしま す。次の段階でいいので、小学生や中学生、高校生に聞くこともいいと思い ます。
- 【B委員】 業者の方がグループヒアリングをすると言われました。そのときに、今のよう な話を出したらいいと思います。調査で出ないところをすればいいのではな いでしょうか。
- 【C委員】 問14について、生きがいを持てる環境づくりということに対しては、具体的に2とか3とか、後の項目に出てきているが、1をより、実感できる具体的な表現にし、後の項目を少なめにする。ここは文章にそういう工夫をすればいいと思います。
- (3) 問 15~問 22「障がい者に関する問題~社会意識・生活意識」
- 【仰木会長】それでは、次に進めてもいいですか。問 15 から問 22 までの「障がい者に関する問題について」です。
- 【B委員】 問15 は、まとめたらもっと整理できるところがあるので、もう一回読み直してまとめた方がいいと思います。障がい者問題ではノーマライゼーションの考え方があります。その考えに沿った設問がない。部分的にはあるが、ノーマライゼーションの考え方は、例えば手の先がないのは、それは単なる違いである。だから違いを認めて共に生きる社会をつくろうというのが根本の考え方。障がい者が違い、あるいは個性と思っているのを、われわれは個性と

理解し切っていないのが問題。それをえぐるような設問がいるのではないで しょうか。

問 16 で、「障がい者の活躍できる場を増やす」がない。「障がい者の就職 の機会を確保する」はあるが、ところが就職と活躍の場は違う。

問 17 では、昔ほどではないが、今も何となく外国人を避けようとするところがいまだに残っています。一つは英語がしゃべれないことがある。そういう言語の壁によって知らず知らずのうちに外国人を遠ざけている。言語の問題がいるのではないでしょうか。

問 18 で、中間市には 140 人近くの外国人が住んでいる。外国人と交流する場が中間市にない。日常的に交流していたら壁がだんだんなくなっていくと思うので、「外国人と交流したり、活動できる場をつくったり、機会を増やす」というようなことをどこかに入れていただきたいと思います。

一番問題になっているのはインターネットの差別落書きなのに、「差別落書き」がない。それと子ども同士のラインの問題なので、「差別落書き」と「ライン」の問題をインターネットのところでは入れなければならないのではないでしょうか。ラインということで挙げられなければ、SNSの総称で挙げてもいいと思います。ライン、SNSが差別をばらまいている状況があるのでいるのではないでしょうか。

性同一障がいの問題は、LBGTの問題も含めてもう少しされた方がいい と思てます。

先ほど訂正された問 21 で、「1 つずつ〇」をとされましたけれども、「1 つずつ」がいるのか。各設問とか、おのおのの設問とか、設問の前に入れたらいいのではないでしょうか。問 22 も同じ。

社会意識、生活意識のところで気になるのは、人権フェスタで中間高校の子どもが中間市の障がい者問題について語った。その中に、中間市は非常に障がい者に対してやさしいまちだが、点字ブロックがあちこち剥げている。それをどうかしたほうがいいのではないかと呼び掛けがありました。高校生が問題提起したので、何か取り入れてやりたい。高校生が問題提起したことを、このようなアンケートに生かすことが、高校生が主張した意味があるのではないかと思います。点字ブロックのことが入れられないだろうか。「社会意識・生活意識について」のところに入れられないでしょうか。

問 24 は 2 の 12 月の人権週間と 7 月の同和問題の順序が逆さまになっています。

全体を通して協議しなくてはならないのは、全部の漢字にふりがなが付けてあるが、一字一句全部に付ける必要があるだろうか。例えば、同じ行の中に1回付けた記述については次からは外してもいいのではないかと思うが審

議してください。

【仰木会長】 ルビについてはどうでしょうか。

【原田副会長】 外国人もたくさんおられるし、その人たちの立場を考えると全部あって もいいと思います。それと整理するときに大変ということもあります。単純 明快なのがいいのでは。

【B委員】 それは会長と副会長にお任せします。

【D委員】 障がい者の問題について、これは実際の例だが、(ある人の) 孫が「あのおばちゃんに手がない」と言ったら、「黙ってなさい」とビシッと怒ったと言われて、「だから私は人権をとても大事にしている」と言ったそうです。これは違うのではないか。そういうふうに感じている人がいるから、知識では分かっているけれども、本当のところは理解できていない。具体的には、子どもが「なんでおばちゃんに手がないの」と言ったら、「交通事故でなくしたのよ」「痛かったね」と。そういう人に会ったときは、あなたはどういうふうに言うのか、気持ちみたいなところを一言あってもいいのではないかと思います。

【B委員】 障がい者の対応については、それぞれで違う。間違った対応をしていても、それに気付いていない。それが、今おっしゃった問題だけれども、それは一つひとつ調査するとなると大変なことになる。例えば、自分が差別意識を持っていると思っていないので、言ったことが差別かどうかを見抜けない。ところが差別を鋭く見抜く人は、「それは差別ですよ」と言う。そこに食い違いが出て来る。自分が差別意識を持っていることを気付いているか、気付いていないか、これが根本だと思います。

この前、中間市で差別発言があったけれど、学習会があったときに、言った本人はそのときは差別と思っていない。後から指摘されて差別だと気付いたということです。指摘されて差別だと気付く場合が多い。知らず知らずのうちに差別の心を持っている、私自身も差別の心を持っていると思う。今回はそういうことをどこかで調べなければならない。どこで調べるかは別にして。日常生活の中で、自分に差別性があるのかないのか、そういうことをどう感じているのか。それを調べないと、先の中央公民館で研修会を開いたのが生きてこないのではないかと思います。

【事 務 局】事務局案ということで、問 21 の 5 「北朝鮮の拉致被害者が、日本に帰国後、 テレビなどで好気の目にさらされること」とあるが、拉致被害者が帰国して 15 年ぐらいたっている。最近はテレビに出ることもない。設問を入れるのか、 削除するのかをはかっていただきたいと思います。

【原田副会長】削除するのはどうなんですかね。あとは表現ですよね。

【B委員】 拉致問題は人権問題の中に入っているからね。残さないといけないのでは。

- 【仰木会長】設問をもう少し整理してもらい、拉致問題は残しておく。拉致問題はきちんと押さえておくということと、問い掛けを整理するということでいいですか。
- 【B委員】 むしろ北朝鮮の拉致被害者をどのように感じていますか、というふうに問い掛けしたらいいのでは。
- 【事 務 局】問2の15に「北朝鮮当局による拉致被害者問題及びその家族に関する問題」 とあるので、「日本に帰国後」は削除して、「拉致被害者及び家族などが、 テレビなど」とするのはどうでしょうか。
- 【B委員】 この設問は何を参考にしたのですか。
- 【事務局】 前回の引き継ぎです。前回は4年前でした。
- 【B委員】 県は違う言い方をしていると思います。県を調べて参考したらどうか。
- 【仰木会長】 拉致問題は残し、表現を変えるということでいいですね。
- 【B委員】 問27について、校区町づくり協議会があります。その中で身近な人権問題を 出してもらうのはできないだろうか。身近な小さな単位で、しかも日ごろ顔 見知りの人たちと一緒に考えるというのが入ってもいいのではないか。アン ケート項目の中に。

14ページの「最後に、あなた自身のことについておたずねします」は最初に持って来たほうがいいのではないか。集計はこちらがしやすいと思います。これは会長にお任せします。

【D委員】知識としては皆さん持っているが、あれは差別だからいかんとか、実際に親は うちの子どもは差別していないというけど、実際は「あなたのためよ」と言 って、障がい者に対しても、「あなたのために人権を守っているのよ」と本 人は分からない。でも具体的には心とかそういうところでは、相手に対して 信頼していないことが多いと思います。 5歳の子どもでもいじめは悪いとち ゃんと言える。それでいじめがないかというとそうでもない。

> そこのところを次の段階で、差別していないと思っていても、自分は差別 しているのだと考えさせるところもあるといいと思います。

- 【B委員】 グループヒアリングの内容は決まっていますか。まだ決まっていないのなら、 今のことを入れてもいいのではないか。グループヒアリングのほうがお互い の意見交換ができます。知らず知らずに差別していることを気付いてもらう ことが一番大事だと思います。差別しているという自覚を呼び覚まさないと いけない。後は会長と副会長にお任せします。
- 【原田副会長】60点主義、百点満点主義もいいが、少しずつ改善していくということですね。
- 【仰木会長】今日の意見について、それぞれ相談しながら取り入れられるよう工夫したい と思います。そっくりそのままできるかどうかはありますが、努力してみた いということで、今日は貴重な意見をいただいて、ありがとうございます。

それでは事務連絡等をお願いします。

6. 事務連絡

【事 務 局】会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆さんもご意見をありがと うございました。それでは事務連絡をさせていただきます。

事務連絡として、「市民調査票発送等と今後のスケジュール」についてまず説明します。お手元の資料2をご覧ください。会長、副会長に言っていただいたように、皆さんの意見をこの調査票にできるだけ反映できるように事務局も努力していきます。

ただ 10 月 1 日の調査票の発送等のことがあるので、今日の審議会の取りま とめ方法、皆さんの確認方法等は後ほど説明します。

スケジュールについてです。前回の審議会に出したもので、相違点を説明します。弟3回審議会を9月開催予定から11月開催予定と変更。今回の調査票最終案の確認のためだけにご足労いただくご負担があるのではないかという点と、11月下旬に調査結果が速報として出る予定となっています。調査票の最終案が今月終わりには完成していないと印刷等のスケジュールが間に合いません。8月下旬完成から逆算すると、今日の意見の修正は8月中旬ごろに終え、それから皆さんにお渡しする。その後、何日かの締め切りを設けて、最終確認をしていただきます。その後は、事務局と会長、副会長で誤字脱字等の確認をし、発送というかたちでさせていただきたいと思います。

11月下旬に速報が出る。その速報をもって第3回審議会をし、関係団体へのヒアリングの日程調整も、第3回審議会でさせていただき、その後順次できればと考えています。以上が市民意識調査の今後のスケジュールの事務連絡となります。

次に、「学識経験者への分析依頼」について、今回は学識経験者への分析 依頼については市民意識調査を客観的に分析できる方を指しており、近隣の 大学の先生等々に依頼しています。事務局で決めるのが通常ですが、人権の 分野に詳しくて中間市の地域性を理解していただける方を選定する予定です。 皆さんからも適任の方がおられたら、候補者として交渉するので、今月中に 教えていただければ参考にさせていただきます。

以上が事務連絡となります。

【事務局】本日の審議内容をはじめ事務連絡としてお伝えしました内容を含め、事務局 として、中間市にとってよりよい人権施策推進に向け、努力してまいります ので、今後とも変わらぬご助力をいただけると幸いです。

皆さま方にお願いがあります。10月1日に意識調査票を発送する予定にしています。この回収率を上げるために、皆さんのお知り合いの方、所属団体の

方等に調査票が届きましたら、必ず回答してくださいとお伝えいただきたい とお願いします。

7. 閉会のことば

【事務局】本日は長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。これをもちまして、本日の会議は閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。